市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成28年(2016年)2月25日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の 路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
堺	小山ヶ丘六丁目	小山ヶ丘六丁目			
595 号	3番7地先	3番4地先	1.82	17. 00	別図 1
鶴川	野津田町	野津田町			
687 号	2601番2地先	2600番8地先	1.82	24. 89	別図 2
南	小川一丁目	小川一丁目			
157 号	35 番 1 地先	96 番 地先	1.82	19.80	別図 3
南	小川一丁目	小川一丁目			
528 号	252番 地先	255番1地先	1.82	90.00	別図 3

説明

本件は、道路としての機能のない民地認定されている路線、開発行為に伴い新設道路との付け換えを行った旧路線及び道路として機能のない路線を廃止するものです。

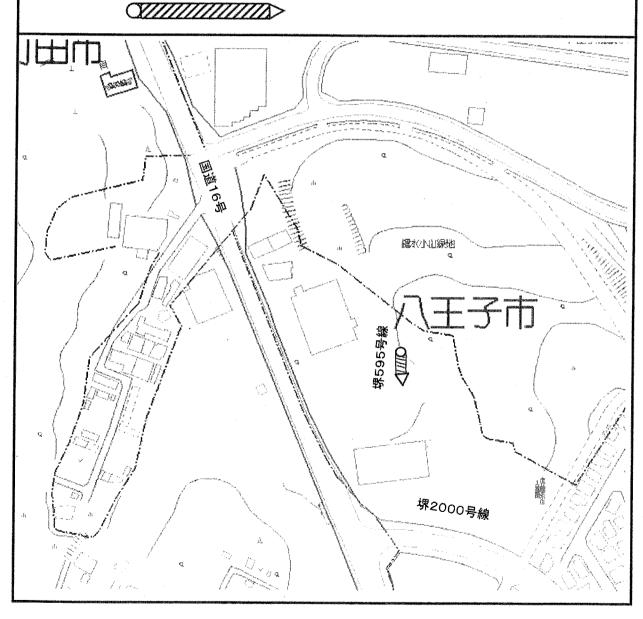
別図1

市道路線の廃止略図

町田市小山ヶ丘六丁目 地内 市道 堺595号線(全部廃止)



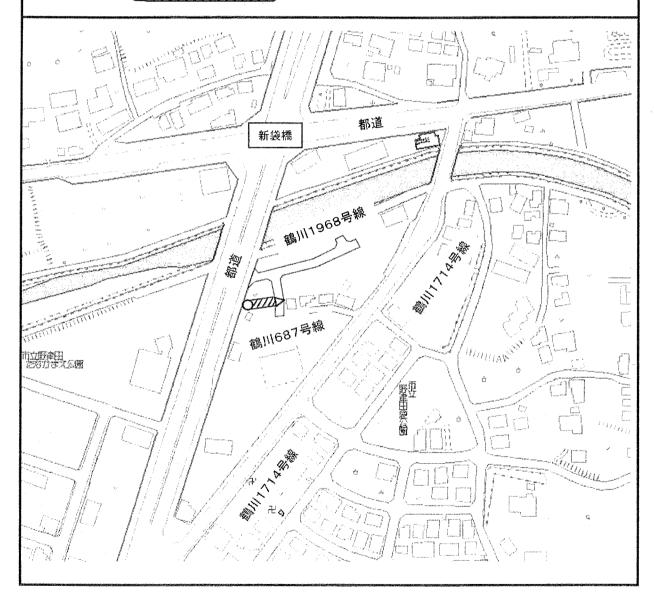
廃止する区間



市道路線の廃止略図

町田市野津田町 地内市道 鶴川687号線(一部廃止)





別図3

市道路線の廃止略図

町田市小川一丁目 地内 市道 南157号線(一部廃止) 南528号線(全部廃止) 廃止する区間





